

●発表日:令和8年(2026年)3月25日

## 伊良湖地域観光施設立地奨励金制度が令和8年度からスタートします

伊良湖地域基本構想に位置づけた、伊良湖地域の新たな賑わい創出エリア及び周辺エリアにおいて、民間事業者による観光開発の促進を目的とした新たな奨励金制度を創設します。

奨励金制度は「観光施設立地奨励事業」と「土地等賃借奨励事業」の2本柱で構成し、飲食店や土産物を販売する店舗等の立地誘導を図ることで、交流人口の拡大及び賑わい創出、伊良湖地域への観光誘客を促進します。

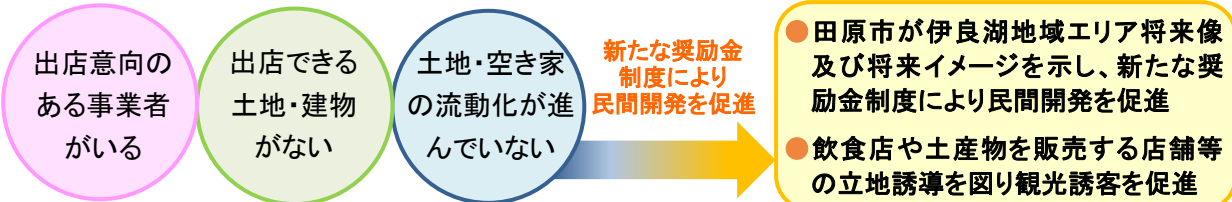
### ■新たな賑わい創出エリア周辺の将来イメージ

第2次田原市総合計画において、伊良湖岬周辺に代表される伊良湖地域は、観光資源としてのポテンシャルが高いため、重点的な整備や観光施策を実施し、半島全体に交流人口の誘引を図る伊良湖観光拠点として位置づけられています。

伊良湖地域の資源と立地を最大限に活かしながら、将来像「美しい景色と美味しい食に恵まれた、行き交う人の笑顔あふれる観光・交流エリア」を目指します。

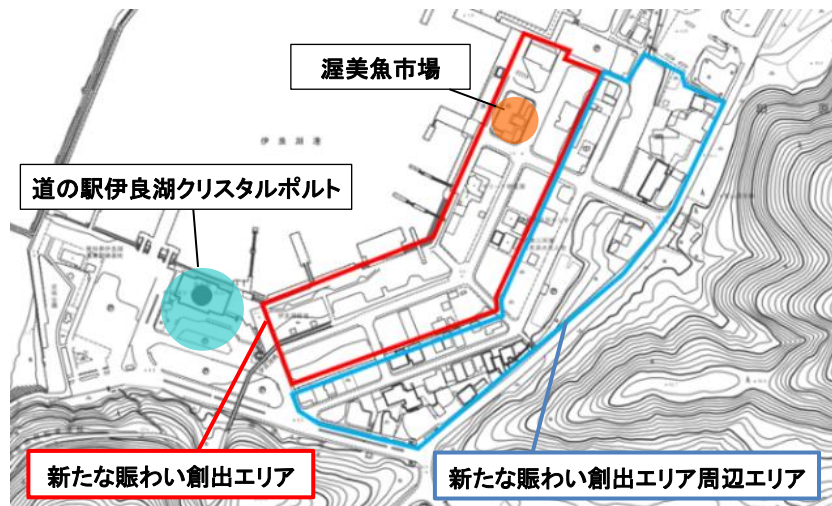


新たな賑わい創出エリア  
周辺の将来イメージ



### ■奨励金の対象エリア

伊良湖地域基本構想に位置づけた、道の駅伊良湖クリスタルポルトと渥美魚市場の間に位置する、伊良湖地域の新たな賑わい創出エリア及び周辺エリアを奨励金の対象エリアとします。



伊良湖地域観光施設立地奨励金の対象エリア

## ■ 奨励金制度

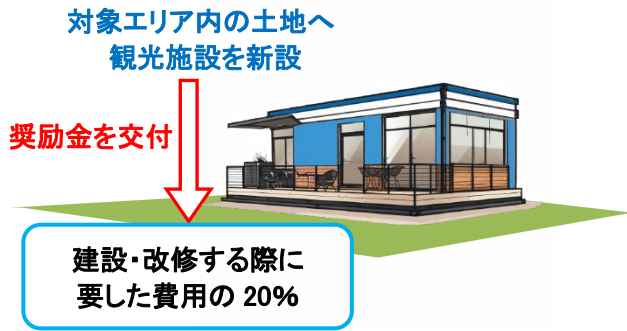
### 観光施設立地奨励事業（概要）

#### 【奨励金額】

- ・ 観光施設の整備に係る建物（外構を含む）を新たに取得または建設・改修する際に要した費用の20%（限度額 200 万円）

#### 【主な要件】

- ・ 新たな賑わい創出エリアにおいて、次の観光施設を新設（増設・改修含む）すること。
  - (1) 飲食施設（地元の農畜水産物を活用すること）
  - (2) 土産品等販売施設（地域産物を活用すること）
  - (3) 観光に資する見学・体験施設及び付帯する飲食・小売施設
- ・ 新たな賑わい創出エリア周辺エリアにおいて、次の観光施設を新設（増設・改修含む）すること。  
上記(1)から(3)の施設に加え、宿泊施設（来訪者も利用できる飲食・小売施設を併設するもの）
- ・ 投下固定資産額（土地取得費を除く）の合計が 300 万円以上であること。



### 土地等賃借奨励事業（概要）

#### 【奨励金額】

- ・ 事業用地及び用地上の家屋を賃借する場合、賃借料の1/2 以内。  
（限度額：5 万円×12 か月×2 年間）

#### 【主な要件】

- ・ 観光施設立地奨励金の対象事業を実施する者が、事業用地及び用地上の家屋（空き家・空き店舗等）を賃借すること。



## ■ 手続きの流れ

以下の流れで奨励金を交付します。（緑●事業者、オレンジ●田原市）



## ■ その他

詳しくは奨励金交付要綱でご確認いただくか、お問い合わせください。